平成２１年（フ）第５７号
京都府福知山市字堀3374番地
債務者　森戸　通夫
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第４６９５号
大阪市住之江区御崎４丁目２番12―704号
債務者　松村　　勇
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７９２号
大阪府門真市江端町11番１―1027号
債務者　黒川由紀子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５００７号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　楽楽キッチンえびす難波道頓堀店こと
萩原　輝記
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２３１号
大阪市淀川区加島１丁目31―３―505、住民票上の住所大阪市淀川区加島３丁目13番29―４号
債務者　大圃　溪介
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４２２号
大阪府枚方市香里ケ丘12丁目22―32―101、住民票上の住所大阪府枚方市堂山１丁目22番25号
債務者　和田　泰典
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５４６号
大阪府守口市寺方元町４丁目７番16―302号
債務者　太田誠也こと　崔　　誠也
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５５７号
大阪府枚方市交北３丁目１番７―307号
債務者　上地エドュアルドこと　カミチ　アラシロ　エドュアルド
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５９３号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番24―1002号
債務者　大軒　順子（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７５２号
大阪府門真市岸和田２丁目９番35号
債務者　田原美千子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７９１号
大阪府枚方市磯島茶屋町21番４―103号
債務者　数井　　弘
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８４３号
大阪府摂津市三島３丁目14番45―305号
債務者　脇本　雅美
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８８２号
大阪市平野区流町３丁目11番８―308号
債務者　多田　早苗
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８９８号
大阪市北区山崎町２番２号　グリーン関野ビル302号室
債務者　平　　佳代
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９００号
大阪府豊中市利倉東１丁目６番37号
債務者　齋藤　公男
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９０１号
大阪府東大阪市御厨南２丁目４番36号　シャンエスト105号
債務者　池田　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９０５号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目18番３号
債務者　宮本　光子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部